

松戸市教育委員会会議録

平成24年8月定例会

松戸市教育委員会会議録

平成24年8月定例

開 会	平成24年7月26日 (木) 14時00分	閉 会	平成24年7月26日 (木) 16時40分	
署名委員	委員長 關 英昭 委 員 川村 絹慧			
出席委員 氏 名	委員長 關 英昭	○	委 員 八田 賢明	○
	委員長職務代理者 川村 絹慧	○	委 員 山田 達郎	○
	委 員 瀧田 泰子	○	教育長 山根 恭平	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 24 年 8 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職名	氏 名	No.	部課名 及び 職名	氏 名
1	生涯学習本部長	柳 説子	21	社会教育課 美術館準備室長	田中 典子
2	学校教育担当部長	遠藤 雅彦	22	社会教育課 美術館準備室 主幹	山宅 博樹
3	企画管理室長	平林 大介	23	保健体育課 補佐	菊池 秀治
4	〃 参事補	山口 明	24	教育施設課長	森 擁雄
5	〃 専門監	高橋 昌之	25	〃 補佐	加藤 雅通
6	〃 室長補佐	岡野 衛	26	教育総務課長	池上 誠一
7	〃 室長補佐	堀内 文江	27	〃 主任主事	橋本 欣之
8	〃 主査	小宮 光生	28	〃 主事補	大貫 敦史
9	〃 主任主事	内藤 秀明	29		
10	〃 主任主事	藤中 孝一	30		
11	学務課長	泉 晴行	31		
12	〃 補佐	山本 正美	32		
13	〃 指導主事	野澤 則之	33		
14	市立高校 教頭	翠 修	34		
15	指導課長	相磯 克典	35		
16	〃 補佐	小出 斉	36		
17	〃 指導主事	佐藤 道照	37		
18	教育研究所長	大井 徹	38		
19	〃 補佐	加藤 朋尚	39		
20	社会教育課長	櫻井 茂	40		

平成24年8月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成24年7月26日（木） 午後2時00分

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

・ 議 案

① 議案第44号

松戸市立小学校及び中学校に勤務する非常勤職員就業規則の制定について

(企画管理室)

② 議案第45号

平成25年度使用松戸市立松戸高等学校用教科書の採択について

(学務課)

③ 議案第46号

平成25年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書採択について

(指導課)

④ 議案第47号

平成24年度9月教育費補正予算について

(企画管理室)

4 その他

委員長 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に5名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づきこれをお認めいたしますので、ご了承願います。

それでは、傍聴人の入室をお願いします。

(傍聴人入室)

◎開 会

委員長 ただいまから平成24年8月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を川村委員にお願いいたします。

◎議案の提出

委員長 日程に従い議事を進めます。

議題は議案4件となっております。

◎議案第44号

委員長 初めに、議案第44号「松戸市立小学校及び中学校に勤務する非常勤職員就業規則の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

企画管理室長 議案第44号「松戸市立小学校及び中学校に勤務する非常勤職員就業規則の制定について」ご説明申し上げます。

本件は、平成24年9月1日から松戸市立小学校及び中学校に非常勤職員を任用するに当たり、就業規則を制定するものでございます。

就業規則を制定するに当たり、小・中学校に勤務する非常勤職員の勤務条件等は、松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例により、松戸市教育委員会で定めることと規

定されております。これまで臨時・非常勤職員を雇用する場合には就業要綱を定めておりましたが、新制度を構築するに当たり、小・中学校に勤務する非常勤職員の基本的な勤務条件等については就業規則をもって制定し、さらに規則を補完する内容は別に定めることが望ましいと判断いたしましたので、このたび議案の提出をいたすものでございます。

今回任用する非常勤職員は、校務全般補助をする職員で、スクールアシスタントといたしました。概要は次のとおりでございます。

配置人数は64名、各校1名を予定しております。

任用期間は、平成24年9月1日から平成25年7月31日まで、勤務時間は、1日の勤務時間6時間30分、休憩時間45分を含みます。賃金支給対象時間は5時間45分でございます。始業・終了時間は、午前8時から午後4時30分までの間で、学校長の定める時間といたします。週の勤務日数は5日でございます。退職につきましては、任用期間が満了したときまたは退職を申し出、任命権者が承認したときでございます。

業務内容は、学校長の裁量、教頭の指示により教員の負担軽減となる業務を行い、具体的には配付物の印刷、教材作成の補助、学校事務の補助、来客接待、環境整備の補助を行うこととしております。

休日でございますけれども、日曜日及び土曜日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から31日まで、国民の祝日に関する法律に規定する休日、県民の日を定める条例に規定する日、学校長が定める日でございます。

休暇でございますが、休暇は有給休暇とする。有給休暇は、年次有給休暇と特別休暇といたします。年次有給休暇は10日でございます。特別休暇は、裁判員制度等と忌引にかかわる事由のものでございます。

このたびスクールアシスタントを9月から導入する理由といたしましては、毎年度4月の人事異動に伴い、同一校において事務室に勤務する県費事務職員、栄養士、用務員、臨時職員が全員異動になる場合があり、業務の引き継ぎに支障を来すおそれがあることから、これまで採用時期が4月であったものを9月に変更するものでございます。

次に、スクールアシスタントを任用するに至った経緯についてご説明をいたします。

平成17年度から、行財政改革の一環として正規職員である学校事務員の引き上げの実施に伴い、事務運営がスムーズに機能するように激変緩和する目的で臨時学校事務員制度を行ってまいりました。その間、学校経理事務担当課での集中管理や学校事務への支援体制の充実を図り、学校徴収金システムの導入により事務の効率化が図られたことから、平成24年3月

をもって同制度を廃止いたしました。

なお、平成23年度の臨時学校事務員制度は、1日当たり7時間30分のフルタイム勤務で、採用期間も6カ月を超えない範囲での採用、その後同じく6カ月を超えない範囲で1回のみ更新しか認められない制度で、実質1年を超えることができない制度でございました。

その一方で、さきの震災の影響で、学校内での放射線測量など、今までの学校では想定していなかったような業務も発生しております。このような状況で、教員の負担も増大しております。このための負担軽減策の必要性から、暫定的ではございますが、平成24年4月1日から7月31日までにつきましては、学校運営上の業務に補助的に対応できる非常勤職員としてスクールアシスタントを配置し、試行的に導入をさせていただいております。さらに、市の事務業務に支障のないようにするため、必要に応じて各学校に派遣して業務の指導や処理を行う学校巡回指導員も配置しております。非常勤職員とは、正規職員と比較して週の勤務時間が4分の3未満となる短時間勤務の職員でございます。スクールアシスタントの業務内容は、これまで事務処理業務を主としていた、従来の臨時学校事務員制度とは異なり、校長の裁量、教頭の指示により教員の負担軽減となる業務を行い、具体的には配付物の印刷、教材作成の補助、学校事務の補助、来客接待、環境整備の補助を行うものといたしました。平成24年9月からスクールアシスタントを新制度として制定するに当たり、試行的に導入した結果について全小・中学校長にアンケートを実施したところ、学校業務全般の補助業務を行う現制度において多用な活用事例があったことから、新制度としてスクールアシスタントを導入することにいたしました。

なお、学校巡回指導員について、9月以降の任用はありません。

以上、議案第44号「松戸市立小学校及び中学校に勤務する非常勤職員就業規則の制定について」のご説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございました。

議案第44号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山田委員 大体ご説明をいただきました。

従来の臨時学校事務職員にかわってということで、試行が3カ月、1学期の間された結果、このスクールアシスタントの制度ということで、先生方がですね、すべて仕事は仕事ですから、重い、軽いはないんですけれども、生徒に接する時間をどうふやしていくかというところは、許された予算の範囲でできる限り持たせていただきたいと思いますので、そう

いった意味で今度、ちょっと聞き漏らしていたかもしれないんですが、人数といいますが、どの程度、1学年で何名とかいうぐらい補助をしていただける方がふえるのかどうなのか、ちょっとその辺の規模について教えていただきたいと思います。

企画管理室長 この制度は、各校1名でございます。

委員長 山田委員が質問されたクラス単位とか学年単位という規模ではない。

山田委員 クラス単位、学年単位の補助をするほど……。

企画管理室長 詰めているという段階が多いと思いますね。そればかりではないですけども。

委員長 恐らく山田委員考えておられるのは、試行的にやっていただいた結果、効果があった場合、制度的に1年の範囲でこのスクールアシスタントの制度を採用しようと。そのための規則をつくらうということですから、差し当たり9月から64名の体制で入る。だけれども、今後その様子を見てふやすとか、あるいはその辺はどのような方向であるかというお考えは何かあるんですか。

企画管理室長 この制度自体については増やすという予定は今のところ考えておりません。これは、あくまでも臨時事務員の制度を廃止して、今までは事務に特化していたんですけども、それを事務に特化せず、学校の環境整備とか、あと教員の先生の補助もできるような、その学校の実情に応じた対応ができるようにしたいというのが目的でございます。まずそれをやっていただくと。ですから、人数を増やすことは今のところ考えていません。実情に応じた業務に柔軟に対応できるということを主眼に置いておりますので。

委員長 ということです。いかがでしょう。

山田委員 結局、28時間45分1週間です、そうすると6時間に満たないわけですね、1日当たりでいくと。いろいろな柔軟な活用事例があったということなんですけれども、ぜひいろいろな工夫の中でですね、先生が子供たちに向き合う時間がどうふえるかということをもた教えていただきたいなど。活用については今後十分に留意していただいた上でまた教えていただきたいというふうに思っております。

瀧田委員 非常に必要に応じたすばらしい、きちとしたことで決まりがあつていいと思うんですが、これ年齢というのはどこかに制限ありますか、年齢制限。

企画管理室長補佐 年齢制限は設けておりません。毎年選考の上で採用してまいります。

瀧田委員 わかりました。

そうするとですね、勤務するほうとしては、毎年選考のもとという、1年を限りとしてというあれは、1校について、その学校に1年で、次のときはまた新たに選考の書類を出し

て、どこかに再任ができるというシステムなんですか。

企画管理室長補佐 現在試行で配置しております方々の応募も今いただいております。基本的には、今回、選考をさせていただいて合格になった場合には、現在の学校に配置をする考えであります。次年度についてはどれぐらいの応募があるかわかりませんが、基本的には同一校に勤務することを考えた中で今回も選考してまいります。

瀧田委員 そうですか。ある程度学校に通じているという必要もあるでしょうしね、余り細切れにしてというのも、先ほど転勤が重ならないようにというご配慮があったように聞いていますので、本当に大事に必要なところに必要なことをしていただく人材だと思うんですけどもね。

私、これはこれでいいんですが、ほかにも臨時採用を時々伺っているんですが、スクールカウンセラーとか、英語の先生の、その時間だけのスタッフとか、そういう学校に非常勤でかかわっている方たちもたくさんいらっしゃると思うんですが、関連、例えばスクールカウンセラーだったら精神的なアドバイスとか、スタッフというのは学業の上でのお手伝いと思うんですが、今度の場合は少し事務的なことプラスその学校の環境整備みたいなことも含めてというふうに伺いました。いっぱいそういう関係の方っていらっしゃるんですよ。ちょっと概要だけでも教えていただけますか。

企画管理室長補佐 学校現場にいらっしゃいます臨時、非常勤職員ですが、非常勤職員は11種類、216名。臨時職員は4種類、91名いらっしゃいます。人数の多い職種としましては、先生がおっしゃいましたスタッフが76名です。これが一番多いです。次に、日本語指導支援スタッフが34名おります。他に人数の多い職種は、教育研究所の特別支援教育支援員が16名いらっしゃいます。あと、臨時職員については臨時給食調理員が35名おります。多い職種としては以上でございます。スクールカウンセラーについては、県からの派遣になります。現在16名です。20校を16名で担当しております。ただ、中学校に限ってではなく、小学校から依頼があった場合には中学校のカウンセラーの方が対応するとお聞きしております。

以上です。

瀧田委員 ありがとうございます。お話広げて申しわけなかったんですが、就業規則というのはそういう方たちのとは別個つくられるのでしょうか。

企画管理室長補佐 今回のスクールカウンセラーにはまず基本的な規則をつくらせていただいて、今私のほうでお話しさせていただいた各種の方々。やはり、生徒を前提にした教育活動をする先生方なので、どうしても時間のずれがございますので、この部分をこれから突き

合わせをした中でこの規則の中に加えていけるようなつくり方をしております。今後、学校現場の臨時職員、非常勤職員がこの規則によって、勤務条件を統一できていければ、学校単位の中で各種の方々にお休みの違いがないような形でできればと思っております。あくまで基本形を今回提示させていただいたところであります。

瀧田委員 わかりました。ありがとうございます。多くの方が力を寄せ合って、そして学校がね、経営されているというのがわかりました。その基本的なたたき台だというふうに解釈してよろしいですね。すみません。

委員長 私からは若干形式的なことをお伺いします。規則の名称としては、松戸市立小学校及び中学校に勤務する非常勤職員の就業規則です。第1条では非常勤職員と表現していますが、第2条では単に職員という表現になっています。さらに、2条の第2項ではスクールアシスタントという言葉が出てくる。この辺の並びがどうもわかりにくいなと思いました。ほかの規則を見ると、大体規定の仕方は非常勤職員というのはこうだと言って、ほかの表現で言いかえていないんですね。この規則は、名前が長いからこういうふうに簡単に職員としているのか、それともそこでちょっと意味を変えているのか、確認の意味での質問です。

企画管理室長補佐 非常勤職員を指しております。

委員長 そうすると非常勤職員とスクールアシスタントは同義語ですか、それとも違うものですか。

企画管理室長補佐 同じことでございます。スクールアシスタントは、イコール非常勤職員として考えております。

委員長 非常勤職員の種類としてスクールアシスタントがあるということですが、そうすると、これからも非常勤職員の就業規則という名前のもとでいろいろな種類の補助的なそういう職員が出てくるという可能性があるんですか。

企画管理室長補佐 この規則をベースとして学校にいる他の非常勤職員も今後勤務条件を統一して運用できればと考えております。

委員長 先程瀧田委員が学校にはいろいろなスタッフだとか、スクールカウンセラーはちょっと別でしょうけれども、そういう意味での補助的な仕事をする人が結構いるということでしたが、そういう人たちに対してはどんな規則があって、それとどう整合するのですか。

企画管理室長補佐 今のところは就業要綱という形で最初から詳細まで決めております。ただ、どうしてもお子さんを対象として時間異なります。実際にかかわる方の人数も随分異なっておりますので、こちらの考えとしては学校に勤務する方の基本的な情報として規則をつくら

せていただいた中で、今後こちらに統一できれば、規則の運用で、対応できると考えております。詳細部分については要綱をもって決めさせていただきます。

委員長 それで少しわかりました。そうすると、この第2条は今後だんだん改正していく可能性があるということですか。

企画管理室長補佐 それも可能になるようなつくり込みをさせていただいております。

委員長 したがって、校務全般の補助というのはかなり広いことを考えておられる。

企画管理室長補佐 現状としましては、説明の中にございましたが、基本的には事務を今まで主に行っていた業務から、学校側から用務員の手伝いや、山田委員がお話しされたとおり、先生の負担を軽減するため、先生方が簡単に指示できるような印刷物ですとか、配布物などの印刷、丸つけも実際には学校内で活用しているところがございます。丸つけはボランティアも入って活動をしている学校もございます。現在もスクールアシスタントについては学校ごとに幅広く活用をさせていただいております。

委員長 この規則の名称そのものは松戸市立小学校及び中学校ですが、市立松戸高校は予定していない。

企画管理室長補佐 小・中学校とは異なり、やはり部活動の方が活発なので、基本的には小・中学校限定という形で考えております。

委員長 この名称はこれでいいということですね。

あと、先ほどの説明で、1年が任期であるということでしたが、それで再任も考えている。

企画管理室長補佐 再任といいますか、毎年の選考という形をとらせていただいて、あくまで1年以内ということで考えています。

委員長 そうすると、仮にこれ3年継続した場合の正規職員への移行なんていうような拘束は……。

企画管理室長補佐 それはございません。

委員長 出てこない。

企画管理室長補佐 はい。基本的には、毎年の選考させていただいた中での1年以内限りの雇用となります。

委員長 行政というのは、こういう規則等に基づいて運用されるのが原則ですから、なるべくはっきりしたものにしていこうということは必要ですね。その意味で、これで松戸市の小・中学校における非常勤職員の部分をしっかりしたものにしていこうという趣旨に理解いたしました。もし質問等なければ、これで議案第44号につきましては終了しますが、よろしゅうご

ございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第44号について採決いたします。

議案第44号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第44号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第45号

委員長 次に、議案第45号「平成25年度使用松戸市立松戸高等学校用教科書の採択について」を議題といたします。

ご説明願います。

学務課長 それでは、私のほうから、議案第45号「平成25年度使用松戸市立松戸高等学校用教科書の採択について」ご説明いたします。

市立高等学校長より提出されました資料をもとに、平成25年度使用教科書の選定が適正に行われたことを事務局において確認いたしましたので、さきの定例会議では関係資料とともにご報告させていただきました。

本件は、松戸市立高等学校管理規則第19条の規定に基づき、その採択をしていただくために提案するものでございます。

それでは、議案の内容についてご説明いたします。

まず、議案書2ページ及び3ページの採択教科書一覧表をごらんください。

右端の新規の欄ですが、新学習指導要領に基づく新規選定教科書には二重丸の記号、旧学習指導要領に基づく新規選定教科書には一重丸の記号をつけてあります。平成25年度は新学習指導要領が完全実施されるため、主に1年生の教科書と先行実施された2年生の理科、数学の教科書が二重丸の新規教科書になります。

簡単に申し添えますと、新しい学習指導要領では充実を図ることとした7つのポイントがございます。文部科学省による資料を4ページに載せてありますので、あわせてごらんください。

教科書の選定に当たっては、各教科ともこのことに留意していることが選定理由書から読み取れると思います。ここで、さきの定例会でお配りしました冊子もあわせてお開きいただ

きたいと思います。平成25年度使用教科書選定理由書をごらんください。一例を挙げますと、選定理由書の1ページ、国語総合では……失礼しました。インデックスのついている総合の国語のページをごらんください。

(「1ページでいいですか」の声あり)

学務課長 はい、1ページです。

そこに、1、内容の(3)時代への適合で、探求学習につながる言語活動、教材に恵まれていることが述べられております。

同じく選定理由書、今度は51ページですが、芸術の音楽Ⅰでは、(5)地域性への適合で、伝統音楽を鑑賞教材として採用している長所に触れております。

また、指導要領改訂の重要事項として安全教育、環境学習などが挙げられますが、理科の各科目、工芸Ⅰの教科書選定理由には、その取り扱い方法等にすぐれているなどの記述が見られません。新学習指導要領のねらいを踏まえた慎重な選定が行われたものと解釈できます。

これらを新規の旧課程用教科書とともにまとめたものが、冊子初めの開いていただいた3ページ目のところに、新規選定教科書採択調査表がございます。表の右側の採択の方針欄は、冊子資料の5ページにある松戸市立高等学校で使用する教科書の採択に関する方針の中の各項目にそれぞれの教科書が適合していれば丸を記しています。事務局で事前調査した結果、すべての教科書が採択の方針に合致してございましたことをご報告いたします。

右端の難易度につきましては、各教科の教員の判断に基づき、基本的なものをA、普通をB、上級をCと記載しております。表の下から6行目にある科目名が社会と情報の教科書に基本的なAの記載があります。これは、新学習指導要領の重点事項である情報教育の充実を受け、個人差や偏りの大きい情報スキルを全員が確実に身につけるねらいがあるためです。また、表の下から5行目に……

(「それ何ページ」の声あり)

学務課長 今は、この3ページです。3ページの一番右の欄です。難易度のところでは、ほとんどがBの評価なんですけど、下から6行目のところが、科目が社会と情報がAがついております。先ほどそれを説明いたしました。あわせて、その下の教科、科目、総合英語につきましては上級のCが記されておるとおもいます。この科目は、英語の基礎力が担保された国際人文科の1年生用の履修科目で、高度な学習にたえる教材が必要となるため、Cの上級のものを用意いたしました。

説明は以上でございます。本日は、先ほどもごらんになっていただいておりますが、教

科書の実物もご用意してありますので、どうぞごらんください。

なお、教科書の選定経過等につきましては、市立高等教頭より後ほどご説明申し上げます。
ご審議よろしくお願いいたします。

委員長 議案第45号につきましてはただいまご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

その前に何か、補足説明がありましたらお願いします。

市立高校教頭 本来であれば校長がこの場でご説明申し上げるところですけれども、ほかの出張に出ておりましたので、代理で参りました。よろしく申し上げます。

平成24年6月12日付で、校長名で、選定経過報告書、これが皆様のお手元に配付されていると思いますので、そちらをごらんいただければと思います。その内容について、概略をご説明申し上げます。

5月14日に、市教委から平成25年度使用教科書の選定についてという文書を受理いたしました。その後、6月6日水曜日までに、本校各教科で、検討を重ねまして選定教科書が決定されました。その後、校務分掌の1つであります教務部という部署において取りまとめ作業を行いまして、6月12日に松戸市教委に報告をいたしました。

概略以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

これまでの時間の流れについて補足的に説明いただきました。

それでは、質疑に入ります。

山田委員 内容につきましては、資料にあるとおりよく精査をされたものと思います。難易度のご説明が先ほどあったんですが、総合英語がCレベルのものを1つ、一部のクラスの授業で使うということ。その難易度については大体中程度のものを今使っておりますけれども、過去からこの市立高校でどの程度のレベルであったかということについて、変化はここであったのでしょうか。特に今までどおりでしょうか。

市立高校教頭 今ご質問ございましたところですが、総合英語については過去から三省堂のクラウンのほうを継続して使っているところです。かなり難易度が高くてですね、将来英文科に行く子供たちに十分たえ得る教科書ではないかと思います。したがって、国際人文科の子供たちはですね、基礎的な部分は持っていますので、十分たえ得る、継続して使っていく教科書であると思います。よろしいでしょうか。

山田委員 そうすると、これに限らず、そのほかの教科が中程度であるのも今までどおり。

市立高校教頭 そうです。大きく変わりはございません。

川村委員 よくわからないので教えてください。

教科書趣意書39ページ、地学の基礎のところ、時代への適合ということで、東日本大震災を初め、防災、災害の提起がなされていますが、もう一つの選定書、今日の議事録の中の2ページのところ、地学基礎は旧課程用と書いてあります。ところが選定書を見ると新規採用となっています。その辺がよく理解できないので、お願いします。

学務課指導主事 地学基礎につきましては、第1学年使用の教科書でございます。ですから、この地学基礎は、昨年先行実施で新課程に移行したものでございまして、実は私が昨年市立高校に赴任をいたしましたときに、この地学基礎、啓林館の教科書を選定いたしました。しかし、私がこのたびこちら、教育委員会のほうへ異動になってしましまして、地学の専門家が今おりません。ですから、地学専門以外の理科教員が教えることを考えた上で、少々ですね、平易なものに変えさせていただいています。その結果、一重丸の新教科書になっています。

川村委員 そうですか。わかりました。

委員長 私からの質問は今のことに関連します。校長先生からいただいている資料の選定理由書の1ページごらんください。先に答申を見ましようか。資料の6ページを見ますと、市立高等学校用教科書選定の観点というところの内容として、(3)時代への適合というのがありますね。これを1つの基準としてそれぞれ教科書の選定に当たっている。その時代への適合ということで、たまたま39ページの時代への適合を地学でもって説明いただきました。1ページごらんください。国語について、国語総合のI(3)時代への適合で、このような説明があります。環境学習につながる言語活動が適宜設定され、具体的な学習テーマや現代の課題について、生徒が主体的に取り組めるような教材に恵まれていると。国語総合、少し目を通したんですが、短い時間でそんなによくは理解していない点はおわびしますけれども、時代への適合というもの、机上ではなかなか難しい。先ほど東日本大震災について、物理や化学等でそれも確認しました。いわゆる福島の第一原発の爆発事故に伴う放射能に関する知識ですね。それは、まさに時代への適合というか、時代に合った高等教育における教育内容にふさわしいかな、あるいは必要かなと思ったんですね。それについて確認する意味で、ほかの教科書ではそれは扱っているのがどの程度あったかなと思ってこれを見ましたら、余り具体性はなかったんですね。教科書をいろいろごらんになったときに、いわゆる東京電力の福島第一原子力発電所の爆発事故について扱っているような数理科系の教科書はどの程度あつ

たのか、あるいはなかったのか、その辺もしご存じでしたら教えてください。

学務課指導主事 お答えします。

私の知る限りのところで大変失礼いたします。地学に関しましては、まさに大震災という今日的な話題がございましたので、その点を注視して見ていったかと思います。ほかの教科、科目につきましては、今日的な課題と申しましたときに、やはり文部科学省が示すですね、新しい学習指導要領のねらい、こちらがやはり主になって選定をされてきたものかと存じます。したがって、中にはですね、少々網羅的な表現のものもあったかと思います。その点御容赦いただければと思います。

委員長 議案第46号の4ページに、文科省の学習指導要領の改訂ポイントがあります。理数教育のところでも、これ拝見していると、放射能や原子力エネルギーについての説明がほとんどないので、まさにそうなのかなという思いはしました。しかし、地学のところでこういうふうなことが出ていたのでね、でも、やっぱり教科書としてはあるんだと。これも1つ重要な視点じゃないかなと思って、それに関連して確認した次第です。

教育長 時事的な問題は、編集上間に合わないだろうと思います。だから、1年以上前に見本本ができますので、この時点のやつは次の改訂には載るかもしれない。

委員長 時期的にはそうなるかもしれないですね。

松戸市としては、英語教育、あるいは言語教育についてかなり力を入れているのが現在です。英語教育についても、小学校の5・6年用の英語教育については相当程度の成果を上げつつあります。それが中学校に及び、さらに市立松戸高校にまで発展していくことを我々は期待していますが、言語活動というのは外国語だけじゃない。日本語の言語能力もやっぱり必要。それらを重視するような視点で教科書というのを我々は考えていきたいというふうに思っています。市立松戸高校でもぜひその辺を継続的に考えていただきたいですね。

教育長 あの、今のよろしいですか。小・中学校に着手しているところですが、高等学校につきましてもそれに比較的堪能な教員を人事異動で配当しましたので、すぐにではありませんが、その基礎づくりを今始めているところです。

委員長 わかりました。ほかにいかがでしょうか。

瀧田委員 25年からの教科書で、新指導要領に従ってということ、内容的に量的なものというのはかなり教科の中でふえているんでしょうか。それとも、質的変化のほうが多いんでしょうか。

学務課指導主事 それでは、理数関係のところちょっと。私、専門が理科なものですから、

理数関係のほうについてちょっとお話しさせていただきます。

理科の教科書を見ますと、内容的にも量がふえたというところは見受けられません。しかし、内容がより精選されてですね、何か今まで中学校で取り扱わなかった内容が高等学校の範囲から中学校におりていったような部分がございますので、分量というよりは、むしろ質的なレベルアップがあるというふうに見ております。

瀧田委員 ありがとうございます。いずれにしても、今指導の現場は大変なお力を発揮しなくちゃいけないし、また受け手の子供たち、生徒たちにね、きちんと定着させるのも大変だろうと思います。さらっと拝見させていただきましたけれども、学力が定着するようになっていただくと助かるなと思って拝見しました。

委員長 先ほどの文科省の指導要領の改訂ポイントを見ると、外国語教育のところは高等学校で指導する標準的な単語数は1,300から1,800以上、中・高合わせて2,200から3,000語にふえているということですよ。

市立高校教頭 今、關先生から言われたんですけども、私は英語の教員なんですが、この英語についてはですね、単語数がふえまして、授業もですね、基本的な部分については英語で進めるという形になりますので、本校の国際人文科向きの、内容になるのではないかと考えています。

委員長 そうですね。ということですが、ほかの教科も含めていかがでしょう。

(発言する声なし)

委員長 よろしゅうございますか。

それでは、議案第45号につきましては、これで質疑及び討論は終結し、採決いたします。
議案第45号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第45号は原案どおり決定いたしました。

ご苦労さまでした。

◎秘密会の開催について

委員長 ここで、秘密会の開催についてお諮りいたします。

本日の議題のうち議案第46号については、ご承知のとおり、採択協議会の結果通知を受けて、本市と同様に各市教育委員会で教育委員会会議を開催することになりますが、それぞれ

の開催については各市教育委員会の裁量となります。したがって、本市も含め、各市の決定が相互に影響を及ぼすことなく採択を行うとの協議会での申し合わせを勘案する必要がございます。また、議案第47号につきましては、市長に対し意見を申し入れる事項であります。市長の意思決定に係る重要な事項に属するものでありますことから、議案第46号及び議案第47号の審議を秘密会としてはいかがかとお諮りいたします。

松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により、決をとらせていただきます。

議案第46号及び議案第47号の審議を秘密会とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第46号及び議案第47号の審議については秘密会といたします。

なお、議案第46号及び議案第47号の結果につきましては、9月1日以降に公表することにしたと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ありがとうございます。

また、秘密会は議事録をとっていないところですが、議案第46号及び議案第47号につきましては記録を残したいと考えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 以上、ご異議がないものと認め、そのように取り計らいます。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第14条12項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴人はご退席願います。

生涯学習本部長、学校教育担当部長、企画管理室長、企画管理室参事補、企画管理室室長補佐、指導課長、指導課長補佐、教育研究所長、教育研究所所長補佐、以上でございます。

◎議案第46号

委員長 それでは、議案第46号「平成25年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書の採択について」を議題といたします。

ご説明願います。

指導課長 議案第46号「平成25年度使用小学校及び中学校用教科用図書の採択について」につきましてご説明申し上げます。

内容は、平成25年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書について、別紙一覧表のとおり採択する。平成24年7月26日提出、松戸市教育委員会教育長、山根恭平でございます。

提案理由につきましては、1ページに記載のとおりでございます。平成25年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定により、去る7月12日に開催されました教科用図書東葛飾西部採択地区協議会にて小学校及び中学校用の教科用図書が選定されましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に基づき松戸市教育委員会として審議し採択していただくためにご提案申し上げます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

ここで、議事の進め方についてお諮りをいたします。

初めに、東葛飾西部採択地区協議会の状況について、教育長よりご説明をいただきます。次に、平成25年度の小学校及び中学校用教科書、特別支援用図書並びに拡大教科書について説明をいただきます。その上で、議案全般の質疑及び討論の後に全体の採決を行いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、最初に東葛飾西部採択地区協議会の状況について、教育長よりご説明お願いいたします。

教育長 それでは、ご説明申し上げたいと思います。

平成25年度使用教科書の採択につきましては、去る7月12日に開催されました教科用図書東葛飾西部採択地区協議会におきまして小・中学校の教科用図書が採択されました。簡単にきょうまでの経過を報告申し上げます。

5月15日の教育委員会議におきまして、教科用図書東葛飾西部採択地区協議会規約及び松戸市の平成25年度使用教科書、教科用図書の採択に関する一般方針が承認されたことにつきましてはすでにご案内のとおりであります。松戸市は、野田、流山との3市から構成されており、5月31日の第1回協議会におきまして基本方針、規約の承認等が決議されました。また、7月12日に第2回採択協議会が開催され、西部採択地区における各教科書が採択されました。7月12日の第2回採択協議会の内容であります、平成25年度の小学校教科用図書と中学校教科用図書は法律により4年間同一の教科用図書を使

用することとなっておりますため、本年度と同じものを使用することの確認が行われました。

次に、特別支援教育に使用される学校教育法附則第9条の規定による教科用図書につきましては毎年採択することになっておりますので、採択協議会が委嘱しました専門調査員の報告と協議委員による審議を経て附則9条図書が採択されました。その経緯であります。専門調査委員からは選定に当たり、平成25年度から新たに加わりました6冊の附則9条図書に対して、その内容、組織、配列、表現、造本の観点から説明を受けました。その後、それを加えた附則9条図書に対して別紙3のとおり採択されました。さらに、附則9条図書の1つとなっております弱視の児童・生徒のための拡大教科書につきましても採択されました。

この後、本市教育委員会議におきまして、平成25年度の小学校教科用図書と中学校教科用図書は本年度と同じものを使用することの確認及び西部採択地区協議会で選定されました平成25年度使用の附則9条図書を本市の学校教育指導方針を踏まえ、ご審議の上採択いただきたいと存じます。

なお、参考といたしまして、公正な採択に向け、当協議会及び各市の採択会議8月31日までは非公開であることが確認されました。また、地区協議会の選定結果は原則最大限尊重することとされており、本市採択に関する一般方針においても原則同一の教科書を採択することになっております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

教育長からかなり詳しく説明いただきましたが、指導課長、25年度使用小学校及び中学校教科用図書並びに特別支援用図書、拡大図書についてご説明いただけますか。

指導課長 平成25年度使用小学校教科用図書は、2ページに記載のとおり、平成24年度と同一の教科用図書を使用することを確認する。

2、平成25年度使用中学校教科用図書は、3ページのとおり、平成24年度と同一の教科用図書を使用することを確認する。

3、学校教育法附則9条の規定による拡大教科書を含む教科用図書を4ページから5ページのとおり採択する。

それでは、ご説明申し上げます。

初めに、平成25年度の小学校用教科書及び中学校用教科書につきましては、教科書無償措置法第14条及び施行例14条におきまして、本年度と同一のものを採択しなければならないことになっております。

次に、附則第9条図書につきましては、教科書無償措置法第14条及び施行例14条から除外されますので、毎年度採択されることになっております。特に、4ページから5ページの備考欄に星印のついてございます6冊につきましては、今年度新たに加わったものです。この新たに加わったものは、今お手元に配らせていただいております6冊でございます。

特別支援学級におきましては検定教科書を使用することができますし、相当学年の教科書では効果が上げられないと判断される場合は、特別に教育課程を編成し、他の学年の教科書を使用することが可能であります。さらに、第3として、文部科学省の著作の特別支援学校用教科書を使用することも可能であります。この本は、著作本または星本と呼ばれております。国語、算数、音楽の3教科があります。星1つが低学年用、星2つが中学年用、星3つが高学年用、星4つが中学部用でございます。また、これらが実態に即さなければ、第4の方法としてその他の図鑑、絵本等の一般図書を使用します。

特別支援学級では、附則9条に基づき、教科用図書以外の採択地区協議で選定された一般図書を使用することになっております。特別支援学級で使用される教科書は、さきにご説明しましたが、児童・生徒の実態に合わせて校長の責任で学校が選定するようになっております。また、松戸市は学校教育指導方針において、特別支援教育の充実のために、個々の児童・生徒の自立と社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するよう組織的、計画的に指導、支援する方針であります。そのためにも実態に合わせた教科書の使用が重要と考えます。また、拡大教科書につきましては、本市には弱視学級があることや、平成16年度より特別支援学級の児童・生徒だけでなく、通常学級に在籍する児童・生徒も使用が可能となっております。これらを勘案し、教科書の選択幅を広げ、松戸市の特別支援教育の充実を図るためにも学校教育法附則9条図書を採択したいと考えます。

以上、ご説明とさせていただきます。

委員長 ありがとうございました。

これより質疑及び討論に入ります。いかがでしょう。

瀧田委員 ちょっとわからなかったんですが、星が1つどうのこうのって、星ってどこに載っているんですか。

指導課長 教科書の背表紙のところに星がついてございます。今見ていただいているのは一般図書でございます、著作本。

瀧田委員 それはないんですか。

指導課長 きょうは、新たに追加された一般図書ではありませんので、お持ちしておりません。

瀧田委員 わかりました。ここにそういうふうにも明記してあるというだけですね。

委員長 よろしゅうございますか。

瀧田委員 わからなかったのうかがいました。

委員長 ほかにいかがでしょう。

最近の本は、一般論としては大分価格が上がっているんですが、中を見ると、仕掛け本というんですか、普通の装丁とは違うんですね。だから特別な作業が必要になってくるのでどうしても高くなるのかも知れません。

いかがでしょう。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、質疑及び討論は終結し、採決いたします。

議案第46号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第46号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第47号

委員長 それでは、議案第47号に入ります。議案第47号「平成24年度9月教育費補正予算について」を議題といたします。

ご説明願います。教育長、もしつらかったらどうぞ……お願いします。

企画管理室長 議案第47号「平成24年度9月教育費補正予算について」ご説明を申し上げます。

本件は、平成24年度9月教育費補正予算について、9月定例市議会に議案提出するよう市長に申し出るものでございます。

提案の理由でございますが、平成24年度9月教育費補正予算を要求するためでございます。資料3ページをお開きください。

初めに、歳出でございます。

教育総務費の教育研究指導費、児童生徒活動支援事業、補正額は487万7,000円でございます。内容といたしましては、小金中学校科学部がロボカップジュニア世界大会出場に要する費用及び市内中学校における音楽大会に要する参加費用を補正するものでございます。

次に、教育総務費の事務局費、緊急雇用創出事業、補正額は596万2,000円でございます。

内容といたしましては、千葉県の緊急雇用創出事業補助金を活用して、教育委員会で長期間保管している学校施設建築関係の公文書を整理するとともにデータベースの作成を行うものであります。実施期間は、平成24年11月から平成25年3月までを予定しております。

次に、小学校費の学校建設費、小学校施設整備事業、補正額は1,200万円でございます。内容といたしましては、松戸市立八ヶ崎小学校給食室増築工事に伴い、校舎2階から4階の配膳室を改修するとともに、給食室に空調機を設置するものでございます。

次に、中学校費の学校建設費、中学校施設整備事業、補正額は178万8,000円でございます。内容といたしましては、北総開発鉄道秋山駅周辺にて行われている松戸市秋山土地区画整理事業の再建計画に伴いまして、第五中学校用地に係る費用を負担するものでございます。

次に、社会教育費の社会教育施設費、市民劇場管理運営事業、補正額は400万円でございます。内容といたしましては、市民劇場屋上より劇場内にあるエレベーターに雨漏りが発生したため、防水工事を行うものでございます。

次に、社会教育費の博物館及び美術館費、緊急雇用創出事業、補正額は124万円でございます。内容といたしましては、千葉県の緊急雇用創出事業補助金を活用して松戸市で收藏されている美術図書、展覧会カタログを整理するとともにデータベースの作成を行うものであります。実施期間は、平成24年10月から平成25年3月までを予定しております。

次に、保健体育費の保健体育総務費、学校環境衛生事業、補正額は98万2,000円でございます。内容といたしましては、放射線に関するプール水の使用基準値が変更され、より精密な検査が必要になったことによる検査費用の不足分を補正するものでございます。

平成24年度9月教育費補正予算の歳出は、合計で3,084万9,000円の増額を要求するものでございます。

資料4ページをお開きください。

続いて歳入でございます。

寄附金、教育費寄附金の教育総務費寄附金でございます。補正額は344万円でございます。内容といたしましては、先ほど歳出でご説明をいたしましたロボカップジュニア世界大会出場に際しまして、資料に記載のあります20の団体、個人の方から寄附の申し出があったものでございます。

次に、県補助金、教育費県補助金の教育総務費補助金、社会教育費補助金でございます。補正額は、それぞれ596万2,000円と124万円でございます。内容といたしましては、歳出でご説明いたしました学校施設関係の公文書整理及び美術図書展覧会カタログ整理の事業につ

きまして千葉県の緊急雇用創出補助金を活用するものであり、事業費はすべて県からの補助金で賄われることとなります。

平成24年度9月教育費補正予算の歳入は、合計で1,064万2,000円の増額を要求するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。議案第47号につきましてはただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。我々が関心あるのはロボカップですね。そのジュニア世界大会参加報償費、これですが、いかがでしょうか。

山田委員 これは、寄附金との差額を市で負担したというような理解でよろしいですか。

委員長 何かそれについて、もう少しわかりやすく説明いただけますか。今、山田委員が寄附金との差額ですかと言ったけれども、それでよろしゅうございますか。

企画管理室長 はい。

教育長 直接関係ないですが、1日に報告会、委員さん方に行っているかと思うんですが、小金中で。

委員長 8月1日に小金中で帰国報告会がありますので、どうぞご参加くださいということでしたね。

データベース化については、これは県の費用でもってという県の補助金に基づくところのデータベース化になりますので、それについては市の出費はないということですね。

企画管理室長 はい。

山田委員 エレベーターが雨漏りしたというのはどの程度でしょうか。補正前の額が2万7,000円で、400万円の補正で402万7,000円。これは、その社会教育施設費という科目がこういう補正ですけれども、もともと2万7,000円ということではほとんど予定していなかったということなんですけれども。

社会教育課長 はい、失礼します。

今回、この400万円につきましては雨漏りということで、これに係る経費を要求したものです。2万7,000円というのは施設の保険料であり、修繕とは関係ないものでございます。修繕費といたしましては今回特には取っておりませんでした。昨年度、屋上の一部防水工事を行っているのですが、今回は、していないほうの部分から、6月の強い雨と風の時に、それが吹き込んで、どういうルートをとったものか、エレベーターの中に水がかなりたまったということで、屋上を改めて見ますと、浮いているところや、すき間、ひび割れの部分があ

りますので、急ぎ直さなければいけないということで今回補正要求をしたところでございます。

山田委員 念のため。社会教育施設費というこの科目では、これ市民劇場について今回手当をされるのにこの科目を使っていらっしゃるんですが、この科目自体は、ほかの社会教育施設についても、この科目からもし修繕等あれば手当するということになるんでしょうか。

社会教育課長 社会教育施設費全体で言いますと、文化会館、市民劇場、文化ホール、松戸駅市民ギャラリー、齋藤邸、市民会館などがこの費目の中で動いていることとなります。

山田委員 わかりました。じゃ、この2万7,000円というのは、この市民劇場の保険料……。わかりました。誤解していました。

委員長 ついでですが、最後の保健体育費、放射線に関するプール水の使用基準値が変更されたとあります。これは、具体的にはどのような変更があったんですか。

保健体育課長補佐 昨年までは、学校における屋外のプールの水の放射線の基準が簡易検査の範囲内ではかるということになっていたんですが、本年4月に文科省から、福島県におけるプール水の基準ということで、一般の水道水の水と同基準にするというような諮問が出されました。従いまして、昨年までの簡易検査の費用では精密な検査ができなくなることから、昨年の1検体5,040円の検査費用が、1検体1万2,600円という形になりますので、その差額分につきまして今回9月補正をさせていただきたいというものでございます。

委員長 そうですか、水道水と同じ基準値というふうに強化された。

保健体育課長補佐 はい。結局、子供たちがプールで泳ぎますと少量でも飲んでしまうので、プール水とはいっても水道水と同じ基準が望ましいということで、今回精密検査をさせていただいたという経過でございます。

委員長 それは必要なことだと思いますね。

いかがでしょう。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第47号の質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第47号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第47号は原案どおり決定されました。

以上で秘密会を終了いたします。

委員長 先ほどの秘密会についてご報告いたします。

議案第46号及び議案第47号につきましては、原案どおり承認されました。そのことをご報告いたします。

本日の議題は以上です。

◎その他

委員長 その他に移ります。

ここで、事務局より松戸市における放射能対策についてのご報告をお願いします。

教育総務課長 教育総務課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

通学路におきます放射線量の測定でございますが、昨年度はですね、11月と2月の2回測定をいたしてございます。今年度もですね、継続して測定をしたいということで、口頭ながらご報告を申し上げたいと存じます。前回の教育委員会会議のときに委員の皆様からご質問があったということで、その際には企画管理室長より簡潔にお答えを申し上げましたけれども、改めまして私どものほうからご報告をいたすということでございます。よろしくお願いいたします。

まず、今回はですね、24年度第1回ということでございまして、一応今のところ本年度内もですね、2回ほど予定をしたいと思っております、今回梅雨明けで夏の時期でございますが、この時期にさせていただきまして、秋口、11月ごろかなと思っておりますけれども、その時期にももう一度改めて測定をしたいなというふうに考えてございます。

今回につきましてはですね、本日のご説明を受けまして、早ければ今日中に各学校あてにですね、測定をさせていただくので、ご協力をお願いしますというご連絡を申し上げまして、明日ですが、その測定の担当者に対する説明会を行います。実際にはですね、9チームでやろうかなと思っておりますけれども、来週の月曜日から8月の後半あたりまでですね、随時そのチーム単位でですね、適当な時期に各学校周辺の通学路を測定させていただくという予定でございます。

ただいま申し上げましたように、測定の数人はですね、教育委員会の事務局の職員を駆り出してといいますか、応援体制でやらせていただきたいということでございます。測定の箇所はですね、小学校の通学路の測定を行うわけでございますが、学校周辺の主要な通学路ということになります。今のところ目安としましては500程度の地点かなと思っております。

それからですね、その後の動きでございますが、測定した結果をですね、地図にプロット

といたしますか、数値ですとか地点を落としたものを現在ホームページに掲載をしていますが、準備ができ次第、同じように過去の結果とあわせて掲載をしてみたいと思っております。

それから、関連した情報をご報告申し上げますけれども、昨年度は初年度ということであるいろいろなお問い合わせがたくさんあったというふうに聞いておりますけれども、今年度4月以降ですね、落ち着いたという表現がよろしいのかあれですけれども、件数は非常に少なくなっております、合計で6件ございました、4月1日現在のところ。市民の方々からは4件、それから自治会の方が1件と、それから議員さんから1件ということでございます。内容もですね、特にこういうことをしなさいとかということよりは、測定をしているんですかとか、今後どうするんですかといったような情報をくださいというような内容でございました。

それからですね、あと6月にですね、近隣の同じような状況になっております自治体のところに文書で実情の照会をしております。その回答によりますとですね、ほとんど松戸市と同じような対応をしておりますけれども、流山市はですね、現在のところはもう通学路の関係は学校にゆだねておまして、教育委員会のほうでは直接具体的に対応して把握しているというふうには今はなっていないということでございました。

あとはですね、ことしの6月に市全体ですね、放射能対策総合計画と申しております全体の計画をつくりましたので、測定方法ですとか対応方法とか、順次その計画に定めるものに収束というか、一本化をなるべくしていきたいわけですが、いろいろなところの測定や除染作業の特性みたいなものがございますので、すぐにはいかないかなということで、通学路の測定もですね、過去と同じ測定方法を今回はとらせていただきたいということで、昨年11月と2月ですので、秋と冬にやまして、今回夏ということでございますので、1年間たちますので、次回の11月のときには経年変化も3回とれたわけでございますので、どうするのか、また改めて計画を見ながらその検討をさせていただきたいと思っております。

ご報告としては以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

ただいまご報告のとおりです。何かご質問ありましたらお願いします。

山田委員 通学路ですから、公道に関してできることはその結果対応をぜひ、教育委員会というか、恐らく市長部局だと思うんですが、適切な対応をお願いします。恐らく雨水だまりみたいなところの近くとか、局所的に高いところがあると思います。

それ以外の通学路じゃない部分は、天地返しを含めたですね、学校内の対応はこの夏休み
の間で大体終わるといふふうに考えてよろしいのでしょうか。

企画管理室長 夏休み中に終わる予定でいます。

山田委員 全校。

企画管理室長 はい。終わる工程です。

委員長 ホームページに載っていますので、それをごらんいただけるとかなり詳しい数値がわか
かります。

通学路については、去年は少し高かったので、心配です。その後どのような経過になって
いるか気になります。いずれにせよ、松戸市としては、たしか28億円程でしたか、予算化
したようですね。

教育総務課長 はい。それに近いと聞いております。

委員長 それだけの予算を組んで子どもの安全を図ろうということですので、山田委員が心配
されているように、校庭はもちろん通学路、余裕があったらその他にだんだん広げていき、
松戸市全体の除染を何とかしなければいけないと思います。長い目で見れば、いずれそれは
加害者である団体に請求していくか、あるいは国が責任を持ってそれを補てんしてくれるん
だと思います。しかし、その費用の支払い弁済を待っている時間はないですから、市として
は市民の安全という意味で早くやってほしいですね。

山田委員 関連してもしいらっしゃればですけど、給食は、もうここで夏休みに入りました
けれども、1学期を通じて何か問題があったかどうか、報告はありますでしょうか、給食の
ミキシングについて。

学校教育担当部長 うちのところでは何も聞いていません。

山田委員 問題なかったと……。

学校教育担当部長 放射能関係ございません。

委員長 ということは、ミキシング調査やったけれども、不検出ということですか。

学校教育担当部長 そうです。不検出でございます。

委員長 ほかによろしゅうございますか。

(発言する声なし)

委員長 それでは、そのほかについて。

学務課、お願いします。

学務課長 7月19日から20日にかけて、市内中学校の生徒が市内小学校と市内中学校に爆

爆破予告をし、教育活動を妨害したとして、威力業務妨害により補導されたという報道の件でございませう。この件についてご報告いたします。

現在、関係校と市教委指導課、そして松戸警察の生活安全課がケース会議を開いており、当該生徒が今後正常な学校生活に戻れるよう指示しているところでございませう。

なお、終業式には校長がこの件について全校集会に触れましたが、学校全体は動揺なく、通常の学校生活を送っております。

現在のところ、以上の報告をさせていただきたいと思ひます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

小学校、中学校への爆破予告の電話という件についてですが、何かご質問ありますか。

山田委員 未成年であり、かつ14歳未満ということで難しい面があると思うんですけども、学校側としてできる指導はぜひしていただきたいということをお願いをします。そういった意味で、学校教育委員会だけの対応でいいのかどうかということについても広く知見を集めて、教育委員会、またそれ以外の力をかりて何とか指導ができますように手を尽くしていただきたいと思ひます。15歳以上であれば犯罪行為であります。

委員長 そうですね。公立の小・中学校の建物、あるいは敷地というのは比較的オープンですよ。したがって、そういう爆破予告というのに対しては若干無防備なところありますよね。難しい面もありますが、これは各学校に、校長先生になるべく日常の校舎管理はお願いするしかないですね。

今よく問題になっているのは、まちの中に至るところに監視カメラがありますよね。あれがいいことなのかどうか僕はわかりませうけれども、それが問題が生じた場合の犯罪者特定にかなり威力を持っているということは確かですよ。したがって、それが効果があるということはわかりますが、小・中学校の施設内にそのような監視カメラを設置することが適切なのかどうか、ちょっと難しいですね。しかし、余り頻繁に起こるようなら、そんなことも少し考えていかなければいけないという事態も将来あるかもしれない。非常に厄介ですけども、各学校になるべくその辺の安全管理はお願いするしかないですね。教育長、それは校長会等でも議論しているのでしょうか。

教育長 そうですね。どのタイミングがいいかわからないんですけども、緊急に校長会等ですよ。ネットは学校や行政ではなかなかコントロールできない面もありますので、その辺もまた委員の皆さんと相談させていただきながら、どうしていくか、研究していかなければと

思っています。今、仲間内が距離的な仲間じゃない。本当に遠い仲間まで入ってしまうことが簡単にできちゃうので、その辺は非常に難しいなどは思っておりますので……。

委員長 市民の安全を守るという意味では、議会との意見交換ももちろん必要になってきますよね。学校に関しては、我々教育委員会の任務になりますが、議会と相談をしながらぜひ進めてください。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、次に指導課長、お願いします。

指導課長 指導課より、昨今いじめに関する指導の充実が叫ばれておりますので、本市のいじめに関する取り組み状況についてご報告させていただきます。

お手元の資料をごらんください。

初めに、1ページでございますけれども、本市の生徒指導の全体構想でございます。5つの柱、豊かな人間関係づくり、教育相談体制の整備、生徒指導体制の確立、それから集団規律、学習規律の育成、地域関係機関との連携強化、こういうものを柱にして日ごろ生徒指導に取り組んでおります。例えば、豊かな人間関係づくりの推進ということで、豊かな人間関係づくりプログラム等の活用とございますが、こちらにございますこういう冊子を、各学校に配りまして、この中にはプログラムがございまして、この中から子供たちの人間関係をつくり出していくさまざまな活動事例が載っております。これを活用してやるということをやっております。

それから、Q-U調査の分析、活用、これは後ほど詳しくご説明しますが、実物はこれでございます。こういう心理的なアンケート調査でございます。楽しい学校生活を送るためのアンケートということで、開きますと、これ見本でございますけれども、このようなアンケートに答えて、ここから子供たちの悩みを吸い上げると、こういう取り組みをしております。

これらの5つの柱に従って生徒指導を展開しておりますが、本日は特にいじめの指導について焦点を当ててご説明させていただきます。2ページ以降をごらんいただきながらご説明を聞いていただければと思います。

いじめの指導の基本方針についてまずご説明します。

いじめは、早期発見、早期対応、これが第一だと考えております。また、どの学校、どの子供にも起こり得る問題であることを十分認識するということを教職員に指導しております。

また、日ごろから子供の発する危険信号やSOSを見逃さない、これが子供の命を守ることにつながるだろうと考えております。

また、いじめを許さない学校づくりとして、いじめは人間として絶対に許されないという意識を子供に徹底する。いじめを許さない学級づくり、教師はいじめを許さないという強い姿勢を示す。また、いじめられている子供を守るという姿勢をはっきりさせていく。こういう点を現場に十分指導しながら進めているところでございます。

具体的に、本市のいじめ予防、いじめ対応については3ページごらんください。

いじめの予防と対応についてはこのような流れでやっておりますが、まず本市のいじめの認知件数について申し上げます。平成23年度のいじめの認知件数は350件、小学生が125件、中学生が225件でございます。このうちいじめの解消率ですが、89%が解消したということでアンケート調査で出ております。本年、平成24年6月末までのいじめの認知件数は176件となっており、昨年度より30件多くなっております。このいじめの認知件数と申しますのは、3ページの中ほどにいじめ、虐待の月例報告がございますけれども、これは各学校で生徒指導部会をやったり職員会議をやったりして、いじめと認知した子供を毎月、指導課に上げてもらっております。その件数になります。これらの多くの件数に対して、予防的な措置として8項目、まず第一は今申し上げました月例報告、各学校からの実態報告を挙げてもらって、その実態に応じた支援を行っております。それから、いじめアンケート、これにつきましては各学校が実施しております。

それから、Q-U調査です。先ほどもちょっとお話ししましたけれども、このQ-U調査につきましては4ページごらんください。

4ページの特集の下でございます。これは、5月に各学校に配りました指導課だよりでございますけれども、楽しい学校生活を送るためのアンケート、Q-U調査が、こういうもので、こういう経緯で始まった、ということになっています。

5ページの4番をごらんください。Q-U調査からわかる学級の特徴として、(3)なれ合い型学級、学級内のルールの確立が弱く、生徒間のトラブルが多い。あるいは、(4)荒れ始め型の学級、陰湿ないじめが起こる可能性があることから、こういう学級に近いモデルになった場合は指導課としても重点的に指導して、いじめの発生を防ぐようにしております。

なお、学級に満足しているか、していないかということも調査できるわけなんですけれども、昨年度の調査で学級生活に満足していると答えている割合は、小学校が55%、中学校が56%、これは低いようですが、全国平均よりもかなり上回っております。また、この調査の

結果、支援が必要だなという子供につきましては、小学校5年生が87名、中学校2年生が83名でございました。これらの子供については、各学校で優先的に注意をして、いじめに巻き込まれないように早目、早目の先回りの指導をしているところでございます。

それから、今ごらんいただいている指導課だよりにつきましては、定期的に出しておりますけれども、特にいじめの発見から解決までのシステムは、6ページをごらんください。7月22日に各学校に配付しております。気になる情報をキャッチ、いじめ対応チームを組織、児童・生徒の聞き取り、事実確認から指導方法の決定、いじめられている児童・生徒、いじめをしている児童・生徒への指導ということでまとめたものを学校に配付し、指導しているところでございます。

そのほかに、教育相談体制の整備、電話相談につきましてはカードを配付してございます。ちょっと今日手元に在庫がなくて用意できませんでしたが、こういうカードです。これを子供たちに7月3日に配付して、困ったことがあったらここへ電話しなさいとカードを市内全小・中学生に配付しているところでございます。

いじめの対応につきましては、6ページに具体的に示してございますけれども、基本姿勢は子供を絶対を守るという意味を伝えること、教員が個人で問題を抱え込むのではなくて、校長の指導のもと全校体制で取り組むということ、それから当該の保護者の方との連携を強化するということが重点として取り組んでいる内容でございます。また、学校だけで対応できないものもあります。これにつきましては、児童相談所、それから警察など、関係機関との連携を強化しながら取り組んでおります。

なお、現在夏休み中ではありますが、いじめが解消していない子供、あるいは一旦解消した子供も含めて、気になる子供への指導をとということを各学校の校長先生にお話しして、家庭訪問、あるいは保護者との連絡を切らないようにと指導しております。今後とも校長会と連携を図りながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

何かご報告について、ご質問等ありますか。

山田委員 Q-U調査は、それは作成はどちらでなされたものですか。

指導課長 これはですね、図書文化社という民間の出版社が作成しています。

山田委員 民間の。

指導課長 民間です。東葛管内で採用しているのは松戸が一番早かったんですけども、平成

20年から取り入れて先進的にやっておりますが、我孫子市も取り入れたと聞いております。

山田委員 それは、何かで集計というか、何かその結果をさらに統計化するようなことを含めて、そちらの会社のほうで提供してもらっているんですか。

指導課長 はい。これを集計して、荒れ始め学級とか、要支援の子供はこの子供ということで、資料の9ページをごらんください。そこにアンケートの例が載っておりますけれども、真ん中より下にサンプル、小学校用ということで、被侵害得点というのがございますね。7、8、9、10、11、12の質問事項がございます。つらい思いをしている、つらい（暴力）をしている、クラスにいたくないと思うことがある、1人ぼっちでいることがある、グループに入れないで残ってしまう、クラスの人に無視されている等の質問がございます。これらの項目に、とてもそう思うという場合は4番で丸がつきます。少しそう思うという子供については3番に丸がつきます。こういう子供につきましては、集計結果が上がってきたときに要注意ということで重点的に見ていっております。

この分析方法につきましても、少し難しいという面もありますので、指導課が8月23日には和名ケ谷小、和名ケ谷中、24日には旭日町中で研修会を開きます。それについて、積極的にご参加くださいということを学校に投げかけております。

山田委員 すみません。続けてよろしいですか。それは、じゃ全校個人に実施しているかどうかについては……。

指導課長 昨年度までは、1年おきに小学校5年生と中学校1年生だけ実施しておりましたが、それでは不十分だろうということで、今年度から小学校5年生と、それから中学校1年生、全員にやっております。この小学校5年生と中学校1年生でなぜしたのかといいますと、やはりその学年が一番いじめの発生件数が多くなるということが統計的にありましたので、そこで現在やっております。

山田委員 ありがとうございます。

続けて、それ以外のアンケートというのものもあるわけですか。

指導課長 はい。それ以外は、各学校でアンケート調査をしております。例えば、いろいろな内容がございますけれども、指導課で過去にこういう例があるということで出しましたけれども、例えば小学生でしたら、遊びのときに仲間外れにされたことがあるとか、自分の物を盗られたり隠されたりしたことがあるとか、これは小学生ですので、平仮名のこういうアンケートをやったりしております。

学校教育担当部長 先ほどこれ説明したこのプログラムの中にも、低学年用ですとか中学生用

というアンケートのサンプルは紹介をさせていただいています。

山田委員 そうすると、その結果というのは、学校内で学校長の責任のもとで次の指導に生かすということでしょうか。

指導課長 指導課としましても一番気になっているところは、例えば今いろいろ早期対応をとにかく充実させたいと思っています。いじめが発生してから長く時間がたてば重症化する恐れがありますから、早く対応をとりたいということを考えておりますので、例えばいじめのアンケートで何々ちゃんがいじめられていますという記述があったとします。ところが、Q-U調査では良好な状況だ。それから、受け持ちが見ても、児童観察しても問題なさそうだ。そういうずれが出てきます。全部ちょっとまずいというときは、これはもう一番緊急に対応しますけれども、ずれが出ている子供にもやっぱり目を向けて、早くチームで対策を練って取り組んでもらうという、そういう助言はしております。

山田委員 すみません。続けて気になったところ、電話カードは、教育委員会の電話番号ですか。

指導課長 これは指導課の電話番号でございます。そのほかに、裏にもですね、いくつかございまして、少年センターとか研究所とか、子どもと親のサポートセンターとか、こういう電話番号をいくつか載せております。一番目立つところには指導課の電話番号を載せております。

山田委員 ありがとうございます。

質問は大体なんですけれども、大変本人にとっては重大なことが周りにとってなかなか伝わらないという、つらい思いをされている子は恐らくいつの時代も今までもいましたし、これから全くそれを根絶するというのは大変難しいことだと思います。一義的には、その加害生徒を生まないように、家庭とか地域でまず子供をどう育てるかというところが私は非常に気になってはおります。ただ、この場ではそれは議論すべきことではないのかもしれないので、1点は親との関係をどうするのかということに私は留意をしていただきたいということ。やはりサインを出したときに、今お聞きした各種アンケートとか電話とか、それからもしかしたら教育委員会の所管外のところでサインがいろいろ届いても——警察も含めてですね——ということとの連携をとるなりしていただきたい。大津市の例はまだ結果よくわからないことではありますけれども、何とかしようと思っているうちに、情報がすべてぶつ切れて途切れていたというところだと思いますので、情報をきちっと集めて、だれの責任じゃなくて、教育委員会も一当事者として、プライバシーの範囲内です、問題を共有できるとこ

ろでは共有して適切に動いていただきたいと思います。各種アンケートもやっているということをお聞きしましたので、それが適切になされますように、指導課を中心に手配をしていただくことと、関係各所とどのような連携をとるかということは今までできていないことも含めて、ぜひ検討していただきたい。

指導課長 まず、関係機関との連携につきましては、やはり警察とかですね、我々で手に負えないもの、これは早期発見がうまくいかなかった場合ですけれども、例えばきょうも寝屋川市の件が報道されておりました。暴力行為で中学生が逮捕されたのが新聞報道されておりましたけれども、そういうふうにエスカレートしてしまうと、家庭との連携をつくってもなかなか難しくなる場所もあります。そうすると、警察との関係とか児相との関係が生まれてくると思います。できればそういうふうにならないように、家庭と十分連携、学校と連携をとってですね、早目、早目に指導していきたいとは考えておりますが、もう学校だけで手に負えなくなった場合は、警察との相談もやはり大事にしていきたいと考えています。

山田委員 その早期発見のところで連携を何とかできるといいですけど。ぜひお願いをしたいと思います。

川村委員 今、指導課長さんからご説明がありましたが、この「豊かな人間関係を目指して」というのは、平成20年度から早稲田大学の河村教授のもとで、夏休み、全教職員が課題研修として、市民会館で2回ほど持ちましたね。それから校長会としてもその指導についてかなり深く学習したと思います。そういう教職員の研修はとても大事だと思います。このQ-Uの活動はかなり成果を上げてきていると思います。また、その当時、指導課の方でも夜遅くまで指導主事さん達が、子どもからの相談や親からの相談など定期的にやってこられたと思います。私も現場とのかかわりもありましたので、その辺のことはよく理解しています。

対応策は、いじめの早期発見、すぐ対応することは大事だと思います。いじめはどこでも起こり得る。特に、思春期の中学生になってくると第2次成長期ですので、反抗的なところも出てきます。ついうっかり友達に傷つく言葉を発したり、つらい思いをさせたりすることもあります。そういう時に、「悪かったね、ごめんなさい」と言える人間関係作りがとても大事になってくるのではないのでしょうか。個と異質の他者との関わりあいの中でいろいろなことが起こって来ると思います。その時に私たちはどう受けとめて、どう解決していったらよいのか。そういう意識をもちながら子ども達に考えさせたり、議論させながら、住みよい学級作りを目指していくのではないのでしょうか。そういう関わりあいの中で、人間の生き方を学んでいくのだと思います。学校経営の中でも学級が母体になります。40人いれば40人、

いろいろなトラブルも起こるんです。そのトラブルに対して互いに高めあえる集団になることを目指さねばならないと思っています。学級での生活の中では、学習はもちろんのこと、係活動もあれば班活動もあります。日直当番などもあります。そういう実践活動をしながら「この学級で過ごしてよかった。」「明日もまた元気にこよう。」という信頼関係づくりこそ根底になければならないと思うんです。

私なんかは、学校経営をしている時は、挨拶の大切さを常に教育の中心におきながらやってきました。3つの形があります。①日常に交わす挨拶（おはようございます こんにちは こんにちは）②人から行為を受けたときの挨拶（ありがとうございます ごめんなさい）③人との関わりあいで交わす挨拶（どうしましたか お元気ですかなど人を思いやる心）などそういう中で信頼関係が生まれてくるのではないのでしょうか。

また、外部の関係機関との連携も大事だと思います。ここには人権擁護委員の滝田会長もいらっしゃいますが、私も人権擁護委員会に3年間ほど籍を置きましたが、教育委員会との関係を密にして、毎年、各小学校では、人権教室でいじめの問題について授業を展開、中学校では、人権講演ということで「命の大切さ」について取り組んできています。

今後も「豊かな人間関係作り」やQ-U活動はこれからも続けていって欲しいと思っています。でも、基本は、日常の学校生活、学級生活をどうやって作り上げていくかというところがキーポイントになっていくのではないのでしょうか。

学級の問題は学級担任の問題だけではなく、どこの学年でも、どの学級にも起こり得るのです。みんなで一緒に取り組んでいくという体制づくりはとても大事だと思います。そのためにも日常の研修こそ、教師にとって大きな自信につながるとと思っています。

委員長 お名前が出ました瀧田委員、どうぞ。

瀧田委員 いやいや、なかなか短い間に話すのは大変ですけれども、学校の先生方も本当に指導内容がこんなに24年から爆発的にふえているのに、なおかつ1人ずつの心の、1人ずつが抱えているエネルギーにかかわっていくというのは大変だと思うんですね。それは、先生方のご努力、それから教育委員会の取り組みもよくわかりまして、非常に具体的で1つの例に即応するようないろいろな研修を重ねていらっしゃるなというふうに思います。

ただ、私たまたま人権擁護委員なので、教育委員としての発言とはちょっとずれるかなと思いつつ、少し遠慮しながら話させていただきますが、基本的人権の擁護というのが人権擁護委員というのはもう使命でございまして、基本的人権というのを命、かけがえのない命、それを侵されることのないように監視をしていくという役割がございまして。初期昭和24年こ

ろは差別とか、民族のこととか、今もあります、昨今はかなりのエネルギーを、人権擁護委員というのは全国で1万4,000人おります、その1万4,000人が、今回の大津のことも当然かかわっていると思いますが、そのエネルギーを子供に向けていこう。子供を擁護することに向けていこうというふうな方向に大きくこのところ変わっております。

特に、今の課題は子供、子供ということで、教育委員会と協働、協働という言葉が使えるかわかりませんが、協働事業にしていくということを大変心がけています。10年前ぐらいからその傾向が強くなっていますが、このところ特にそういうことに力を入れて、そして教育委員会でも大変理解がありまして、先ほど川村委員もおっしゃったけれども、人権教室等学校を開催させていただいています。中学生に向けての講演会だとか、人権作文の募集を全校の中学校の生徒さんに呼びかけております。去年は東日本大震災がございましたので、大変内容が人とのきずなとかつながりとか、離れている肉親に対する思いなど、ちょっと違う角度から人権を考えて書いてくれた作品が多かったと思います。ことしになってどういうふうにそれが変化するかというのは、まだ夏が終わってみないとわからないんですが、子供たちの本当の生の声が私たちにひしひしと、ある意味整理されておりますが、訴えてきています。それから、そのほかにポスターの原画とか、それからミニレターSOSなども事業の一つです。ミニレターSOSは、それは学校を通じて全国の小・中学生に配付されておりますが、それは切手を貼らずに自分の悩みを書いて出すと直接法務局に届くんですね。それで、担当の市の委員がそれにお返事を書いたり、解決が必要なときはそういう解決の手段を講じております。

なかなか人権擁護委員の仕事の根本は守秘義務といって、人の秘密を絶対ほかの人にはもちろん言わないし、それから自分で答えがどうしようかなと思っても、それをほかに相談することもないぐらい孤独な作業ではございます。啓発というか、予防というか、みんなで自分の命も人の命もかけがえのない命を大事にしようねというようなことを言っているときは、松戸市では13名の人権擁護委員がおりますが、その13人が大体時間の都合のつくかぎり一緒に行動しています。事件が起こったからとか、問題が起こったからということではなくて、日ごろからそういう人権尊重意識をみんなが大事にしなくちゃいけないことを学校の先生とはまた違う立場でね、くり返しています。いろいろな仕事の経験豊富な人たちですから、そういう人たちから話を聞く時間というのもとっていただいておりますので、私がこれからもそういうことの機会をたくさんつくってくださっている教育委員会にお礼も申し上げると同時に、これからもそういう機関を利用してくださるようお願いいたします。

私たちが、市民1人2円76銭いただいている活動費の中からもう苦心して生徒用にファイルを配って効果をねらうとか作文集も冊子にして学校にお配りしていると思いますが、子供たちだけじゃなくて、子供たちがこんなことを考えているのよということを生涯大学なんかでお話しすると、それが時代を超えた人々につながったりして、私たちは教育委員会とは切っても切れないそういう人権活動をしております。そういうことをたくさんご利用なさって、私たちが心して活動してまいりますので、一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。話長くなってすみません。

委員長 ありがとうございます。八田委員、医師会としてはどうですか。

八田委員 「医師会としてどうか」という委員長からの問いかけですが、松戸医師会の推薦で教育委員としてようやく7年が過ぎました。産婦人科が本職ですが、大して役に立たないで教育委員を務めさせていただいておりますけれども、今のような「いじめ」の問題について、子供のころ私の身近で起こったある体験をみなさま方に披露したいと思っておりますが、余りに幼稚過ぎて一笑に付されたそうですが……。

私は今起こっている「いじめ」について実感として学校も教育委員会も忙しい中でそれなりの対応をされていると思っております。しかし、今の社会で何かが欠けているようにも思われます。そこには、やはり家庭の教育力、家庭環境の問題があるように思います。

私ごとで恐縮ですが、私の生れは北海道小樽というところで、中心街から離れた寒村ともいえる漁師町で、決して豊かとはいえない家庭で育ちました。実は中学校時代にいじめに会いました。その頃から将来医者になろうと決心していましたので、学校でも友達も少なく、どちらかというともみんなから付き合いにくい存在だったかもしれません。

頻繁に「いじめ」られていましたが抵抗することもなく先生に相談することもありませんでした。何故「いじめ」がそれほど苦にならなかったか。当時、我が家は学校でいじめられるという苦しみを解消してくれるような独特の雰囲気があり、父も母も学校での出来事をよく聞いてくれました。

私には兄がおりましたが、その兄は当時高校生でしたが勉強嫌いで、宿題などは弟の私が仕上げたり、期末試験の想定問題などを作ってあげたりしていました。しかし、腕力はめっぽう強く、また、弟思いでした。ある時、母が、兄に、学校で弟がいじめられているのでやめるよう相手に話してくれないかと頼みました。兄はいじめている子供たちを呼び集め「弟は将来医者になって社会に尽くしたいといっている。いじめはやめなさい。それが出来ないなら何人でもかかっておいで自分が相手になるから」と諭すようにワルがきどもに言

いました。いじめ側の子供たちは「俺たちをなめるんじゃないよ」と言って兄と取っ組み合いになりました。兄は一人一人押し倒して両腕を地べたに押さえて顔をペロペロ舐めまわし、二度といじめをしないように誓わせました。

兄は「相手がなめんじゃないよと言ったから舐めたままで、暴力で制裁をくわえるのではなく、相手に道理を悟らせたかっただけ」と言っていました。以後、学校での私へのいじめはなくなり皆仲良く中学を卒業しました。昨今、「いじめ」は潜在化し分かりにくいところで起こっています。家庭では兄弟も少なく、また、教師も多忙でいじめる側を指導する手立ても限られているように思います。そのためにも、高校生が中学生を、あるいは上級生が下級生を見回るような仕組みがあれば、兄が弟を見守るような図式に近付くような気がします

委員長 どうもありがとうございました。ふだんなかなか聞けない話、こういう機会にね、そういうことをおっしゃっていただくのが一番わかりやすいかもしれませんね。いじめの概念というのはなかなか難しいですからね。

教育長 指導課長の申し上げたことから重複するんですが、松戸市の基本的な特色を改めてもう一度申し上げます。いじめについては各学校は調査あるいは観察を通じてつかむ、これは、多かれ少なかれどこもやっていることだろうと思うんですが、もう一つは、先ほど申し上げたQ-Uです。この導入は早いのですが、さらに拡大していきたいとは思っています。教育委員の皆さんとご相談し、取り入れたことはよかったというふうには思っています。いじめの防止は心を耕すことが第一ですが、オセロのように何かのきっかけで相様が変わってしまう特質があります。

集団の構造から起きるところがあるからです。このことについて、今までの学校教育では余り着目していなかった部分です。ですので、そこに着目して、今申し上げているように、Q-Uは構造でとらえていく。この資料でいくと5ページがそうなんです。要はこういう形で人間関係、学級の雰囲気とかと見てくる調査今までありませんでした。心に訴えるだけでは進まない部分に着手できると思います。それについてのスキルは十分まだまだ開発されておりませんので、今後やりながらもっとやっていかなければいけないと思います。

またちょっと話ごちゃごちゃして申しわけないんですが、教員側の個人の指導力、川村委員が言われたようなことと同時にですね、私は今オセロの例えを申し上げましたけれども、集団の構造に着目すること。もう一つは、教授組織や教育委員会の行政組織もそうだと思うんですが、組織固有の問題というんですか、いいことも含めてですね、そこにもやっぱり着目していかなければいけないんだろうなと思っています。今はやりの失敗の本質や何かも含

めてですね、日本組織の固有の問題というのがあってですね、企業は企業、官庁は官庁、いろいろなところでありますよね。そうした問題、それは学級にもある。明治以来の学級担任制度というその約100年近く続いてきたものも、場合によっては制度疲労しているとも考えられる。その点、私どもや教育委員さんたちとご相談申し上げて、スタッフなんかでいろいろな学級の形態とか支援の形態をやってくることは、ただ講師をふやしたというだけじゃなくてですね、ここは無理してやってみる。まだ大きな力にはなっていないとは思いますが、糸口、切り口としては今の状態はそう悲観したものではない。

ただ、いじめの問題はいつ、こんな偉そうなことを言っても、あした何があるかはわからないということは確かにあるので、大津の件は、新聞やテレビで見る範囲だといまいちよくわからない部分ももちろんあるんですけども、他山の石にしなごうですね、引き続き一緒に勉強させていただきながら、少なくとも今申し上げたみたいに、個人的な指導の問題だけに換言しないということは大事なのかなというふうに今思っています。

委員長 ありがとうございます。

この資料の1ページにある豊かな人間関係づくり、豊かな人間関係を目指して。これは、子供たちだけの問題かということ、大人の社会にも同じこと言えるんじゃないか。いじめは子供だけの問題かということ、どうも大人の社会にもありそう。今、教育長がおっしゃったように、ちょっと関連するなと思ったのは日本社会の組織というか組織のあり方の問題でもあると思うんですね。人は群れるんですよ。恐らくいじめる側というのは1人じゃないと思います。群れます。この群れるという信号を早くつかむことが必要かも知れません。恐らくいじめっ子というのは1人じゃ何もできないので群れる。大人の目で子供にああだ、こうだというのはちょっと無理なところがあるので、子供の目線でどういうふうに見ていったらいいかなというのもまた必要なんだろうという気がします。

山田委員 この5ページの図のですね、そのなれ合いと荒れ始めをいわゆる問題があるかもしれないパーセンテージにしているんですけども、この右側にある放任と、それから2カ年調査で出てきている不満足型というところというのは、教育長、これはどう見るのでしょうか。

教育長 不満足型、満足型じゃなくて。

山田委員 不満足型というのが下で出てくるんですね、3.1%かな。それから、9.2%が放任、この棒グラフの。

教育長 ごめんなさい。棒グラフか。わかりました。

山田委員 要は、これはなれ合い型と荒れ始め型にその要素があるという見方ですか。

教育長 これもね、実は長くなっちゃって申しわけないですけども、例えば管理はいけないという考え方もあるんです。それから、もう一つは、管理をしないということは非常に無秩序というか何というか、カオスの無秩序という考え方があって、また、人間の指導に対する価値観の違いも当然出てくるので、私も明確に1、2がよくて3、4が悪いとは言えないかな。先生ががちがちに管理する2番目型よりは、なれ合いかもしれないけれども、それぞれ自由にやるほうがいいんだみたいな、その辺の線引きが非常に難しくてですね、単純にこの表をどのように見るかはね、実は難しい。

山田委員 難しいです。だから、放任という言い方のこのカテゴリーが何なのかということも……。

教育長 そうそう、放任と自主性って紙一重というか何というか、そこが非常に難しい。

山田委員 感覚的には、私はこの右半分は随分あるなということをやっと驚いて……。

教育長 そうです。小学校と中学校でまた違うんですね。中学校のほうが、どちらかというといわば1、2の管理型が多くなる。今申し上げたように、どちらがいいか、それはちょっとわかりませんが、ただ一般にいじめの発生率が低くなるのは管理型のほうが多いんです。放任型よりも、この分析ですと。そういうことを言うだけでもいろいろな批判が来るのかもしれないけれども。

委員長 山田委員の質問もとても大事ですし、教育長が先ほどおっしゃったように、この表の読み方はいろいろあると思います。したがって、我々教育委員でこの点について一度勉強会やりたいと思いますが、いかがでしょうか。

山田委員 現場は現場ですけども、我々も高い関心を持って……。

我々も勉強したいと思います。

委員長 当面は、校長会とももう既にですね、今後どうするか、さらにですね、こういうことをやっているけれども、さらに共通でやれるものはないか、そっちのほうで独自で工夫することはないかという形で、今また従来とは別にさらにつけ加えて始めているところです。それも報告も兼ねて、また今委員長さんが言っていたこともですね、やっていきたいなと思います。そうすると、それだけで、資源の投入の場所が変わる可能性も確かにありますので。

川村委員 私もここ何年間かかわってきましたが教育委員会と学校側との連携について、例えば言語活用化の推進についても、放射能の問題についても、学校長との面談を繰り返さな

がらやっております。これからも学校は学校、事務局は事務局というのではなくて、今やっ
てきている体制を保ちながら一緒に頑張ってまいりたいと思いますので、よろしく願いい
たします。

委員長 ということで、この報告についてはこれでご質問等を終了したいと思います。

委員の皆さん何かありますか。

(「ないです」の声あり)

委員長 先ほども言いましたが、いずれこれについては勉強会という形で何かやりたいと思っ
ています。ありがとうございました。

それでは、次回の教育委員会会議の日程について、事務局お願いします。

企画管理室長 平成24年9月定例会でございますが、平成24年8月29日の水曜日午後2時から、
こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

委員長 皆さん、いかがでしょう。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

それでは、確認いたします。次回教育委員会会議は、平成24年8月29日水曜日、午後2時
から教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

委員長 以上をもちまして、平成24年8月定例教育委員会会議を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 4時40分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員